

平成30年11月16日

## 運賃適用条件の一部変更について

この度 弊社は、「身体障がい者割引」運賃の適用条件を下記のとおり一部変更いたします。

記

### ■「身体障がい者割引運賃」の適用条件変更

- (1) 適用開始日：2019年1月16日（水）以降の予約受付および購入分（予定）
- (2) 対象期間：2019年1月16日（水）以降の搭乗分（予定）
- (3) 変更内容：

①運賃名称の変更

現在 「身体障がい者割引運賃」

↓

変更後 「障がい者割引運賃」

②適用対象者について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方に加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

③介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される介護者の方（お一人様まで）がご利用いただけます。

以上

本件問合せ先

総務部 田村・片山

TEL・FAX は上記のとおり

■障がい割引運賃の適用条件

【2019年1月15日予約受付分まで】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
身体障がい者 割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、戦傷病者手帳 または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けているご本人と一部の介 護者*の方に適用します。 * 第1種身体障がい者…ご本人と介護者1名に適用 第2種身体障がい者…ご本人のみ適用

注1：予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日2日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

【2019年1月16日予約受付分以降】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
障がい者 割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳、精神障 害者保健福祉手帳(※1)の交付を受けているご本人と介護者1名に適 用します。

注1：予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日2日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

※1：顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。